次世代法に基づく

岡崎市福祉事業団行動計画

（第３回）

（計画期間　平成２７年４月１日～平成33年３月31日）

社会福祉法人　岡崎市福祉事業団

はじめに

この岡崎市福祉事業団行動計画（以下、行動計画という）は、次世代育成支援対策推進法に基づき、策定したものです。

次世代法が成立した背景には、少子化が進むなか、次世代の社会を担う子どもたちが健やかに産まれ、育てられる環境を整えるために、国、地方公共団体、事業主等、様々な主体が社会を挙げて取り組んでいく必要があることがあります。

岡崎市福祉事業団（以下、事業団という）は職員の子どもたちの健やかな育成についても役割を果たす必要があります。また、次世代法は、国や地方公共団体を除く事業主を“一般事業主”として定め、職員の子どもたちの健やかな育成のための行動計画（一般事業主行動計画）を作成するよう義務付けています。

この行動計画は、平成27年4月1日から平成33年3月31日までの6年間を計画期間とします。なお、進捗状況や諸事情の変化に対応するため、必要に応じて行動計画を見直す場合があります。

1　計画期間

平成 27 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日

2　内容

目標 1

・計画期間内に育児休業の取得率を次の水準にする。

男性職員：計画期間中に 3 名以上の取得があること

女性職員：取得率を９５％以上にすること

※出産をした職員のうち

＜対策＞

・本人又は妻が出産をする職員・育児休業から復帰する職員に対して、育児休業取得中の各種給付制度や休暇制度等の記載されたパンフレットを配付し周知（随時）

目標 2

・計画期間内に育児短時間勤務の取得率を次の水準にする。

男性職員：計画期間中に２名以上の取得があること

女性職員：取得率を２０％以上にすること

※対象期間を１年以上有する職員のうち

＜対策＞

・本人又は妻が出産をする職員・育児休業から復帰する職員に対して、育児休業取得中の各種給付制度や休暇制度等の記載されたパンフレットを配付し周知（随時）

目標 3

・妊娠、出産や育児に関する各種休暇の取得率を促進させる。

＜対策＞

・連絡文書により制度の周知やリストの配付（随時）

・研修などを通じて周知（随時）

目標４

・年次有給休暇の取得の促進

＜対策＞

・連絡文書にて周知（随時）

・研修などを通じて周知（随時）

・部署別年次有給休暇取得状況の公表（年度毎）

目標５

・ハラスメント（セクシュアルハラスメント・パワーハラスメント・マタニティハラスメントなどハラスメントすべてを含む）の防止

＜対策＞

・ハラスメント防止に関しての資料を掲示し周知（随時）

・研修などを通じて周知（随時）

・相談があった場合には、早急且つ適切に対応する（随時）